

提出された意見の内容及びそれに対する考え方

提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
<p>この無線局が使用する周波数である 200MHz 帯は、いわゆる VHF 帯域の地上アナログ放送跡地であり、その電波がケーブルテレビ施設や共同受信施設への飛込みによる混信障害の恐れがあります。そのため、無線局の置局については十分に考慮されるようお願い致します。</p> <p>混信障害の恐れについては、特に、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（情報通信審議会 平成16年諮問第8号 第6次中間答申）にありますケーブルテレビ局に対するデジアナ変換や既存の共聴施設に対して、無線局の設置場所やその送信出力によって多大の地域に影響を与える懸念があります。これらの問題が生じた場合、無線局を設置する公共団体に、無線局の設置場所の迅速な情報提供や当該無線局出力の減衰、送信ビームの調整などを要請又は調整できるような会議体等の仕組み作りのご検討をお願いします。</p> <p>また、無線局の管理や干渉により既存の視聴世帯に障害が起きた場合の対策（費用の補償等）など、今後の制度整備において考慮されたくお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">【社団法人 日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>公共ブロードバンド移動通信システムの導入が及ぼす影響については、引き続き注視し、必要に応じて関係者との間で情報交換等をしてまいります。</p> <p>なお、一般に、有線系の電気通信設備の利用があることによって電波利用に制約が加えられることは適当ではないと考えます。</p>